

## 経済要録

### 国 内

#### ◆大口定期預金の規制緩和について

大蔵省は、9月5日、大口定期預金の最低預入金額引き下げに関し、現行の「5千万円」から「3千万円」に引き下げる内容とする銀行局長通達および事務連絡を発出した(11月7日実施)。

(参考) 大口定期預金の自由化の推移

	付利自由大口定期預金 (60/10月導入)	
	最低預入金額	期間
60/10月	10 億 円	3か月～2年
61/4月	5 億 円	
9月	3 億 円	
62/4月	1 億 円	
10月		1か月～2年
63/4月	5,000万円	
11月	3,000万円	

#### ◆金融機関等の完全週休二日制実施方針について

全銀協、地銀協、信託協、相銀協、全信協等民間金融11団体は、9月13日事務局代表者会を開催し、昭和64年2月の第1週から完全週休二日制(全土曜日休業)を実施することを確認した(証券では7月20日の日証協理事会において、信組では8月3日の全信中協経営対策委員会においてそれぞれ決定済み、生・損保協では8月23日に決定)。なお、土曜休業日(祝祭日と重なる場合を除く)には、現行の月2回土曜日休業制の場合と同様、現金自動支払機等の稼働(現金支払業務および残高照会)を実施することとした。

また、郵政省でも8月23日に、郵便貯金・保険窓口で完全週休二日制へ移行(民間金融機関と同時実施)し、一部局での機械稼働時間を延長することを対外公表した。

#### ◆64年度一般会計予算等の概算要求について

大蔵大臣は9月9日、64年度の一般会計概算要求および財政投融資計画要求を閣議に報告した。

今次要求では、一般会計概算要求が、国債費の定率繰入れの再開および62年度決算剰余金の全額繰入れを織込んでいることなどから、64兆938億円、前年度当初予算比+13.0%の大幅増加となった。また、財政投融資計画要求額も、郵貯・年金資金等の自主運用拡大等から、36兆1,814億円、前年度当初計画比+22.2%と高い伸びとなった。64年度一般会計概算要求額および財政投融資計画要求額の概要は以下のとおり。

#### 64年度一般会計概算要求

(単位・億円、%)

	63年度 当初予算	64年度 概算要求	前年度 初予算比
国 債 費	115,120	162,221	40.9
地 方 交 付 税	109,056	126,801	16.3
一 般 歳 出	329,821	338,916	2.8
うち 防 衛 庁	37,002	39,271	6.1
外 務 省	4,416	4,743	7.4
厚 生 省	103,211	107,814	4.5
建 設 省	36,816	36,817	0.0
運 輸 省	8,138	8,091	△ 0.6
通 産 省	6,202	7,234	16.6
そ の 他	134,036	134,946	0.7
無利子融資制度	13,000	13,000	0.0
歳 出 計	566,997	640,938	13.0

## 64年度財政投融资計画要求

(単位・億円、%)

対象機関	63年度 当初計画	64年度 計画要求	前年度当 初計画比
政府系金融機関	108,735	124,031	14.1
うち			
住宅公庫	47,071	53,124	12.9
中小公庫	18,030	19,342	7.3
開銀	8,940	12,328	37.9
輸銀	6,800	9,500	39.7
(注1) 公共事業実施機関	41,217	43,406	5.3
うち			
道路公団	18,972	19,643	3.5
住宅・都市整備公団	8,664	9,163	5.8
本州四国連絡橋公団	1,121	1,429	27.5
関西国際空港株式会社	507	210	△ 58.6
その他公團・事業団等	86,828	145,157	67.2
うち			
年金福祉事業団	24,480	56,800	2.3倍
簡保郵便年金福祉事業団	5,000	20,000	4.0倍
郵便貯金特別会計	25,000	30,000	20.0
(注2) 旧国鉄関係	18,385	20,990	14.2
地方	59,360	49,220	△ 17.1
うち			
地方公団体	47,450	36,900	△ 22.2
公営公庫	11,910	12,320	3.4
合計	296,140	361,814	22.2

(注1) 「公共事業実施機関」には上記4公団等のほか、国有林野特会、農用地開発公団等12機関を含む。

(注2) 新幹線保有機構、日本国有鉄道清算事業団、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社の合計額。

#### ◇インサイダー取引規制に関する各業界の自主ルールについて

全銀協、相銀協、信託協、生・損保協では、インサイダー取引を未然に防止する観点から、各協会レベルで改正証券取引法(5月施行)の趣旨を踏まえた自主ルールを公表した(日証協は6月2日自主ルールを公表、証券会社は7月1日に「内部者取引管理規則」を制定し、一斉実施)。

1. 全国銀行および相互銀行(全銀協、相銀協「内部者取引未然防止体制の整備についてのガイドライン」、全銀協8月23日公表、相銀協9月7日公表)

- ① 内部情報(「取引先重要情報」)管理の厳正化
- ② 証券投資部門を「純投資」部門と「政策投資」部門とに分離

#### ③ 役職員の自己売買の規制

2. 信託銀行(信託協「内部者取引未然防止体制の整備についてのガイドライン」8月23日公表)

信託銀行については、信託固有の業務である株式売買の取次ぎおよび投資顧問業務における助言について独自の自主ルールを策定したほか、全銀協自主ルールの適用対象となる箇所についても、次のとおりより厳格な運営が行われるよう手当て。

- ① 銀行業務に関する内部情報(「取引先重要情報」)の報告・管理等の指示は文書によること
- ② 「純投資」部門と「政策投資」部門との分離については各社の実情に応じ必ず組織改革を行うこと
- ③ 役職員の自己売買の規制対象部署を「融資」だけでなく「不動産」、「私募債の受託」、「投資顧問」、

「M & A」、「証券代行」、「企業年金」の各部門における関係先に拡大

### 3. 生・損保(生保協、損保協「内部者取引管理規則」 8月24日公表)

- ① 内部情報(「取引先重要情報」)管理の厳正化
- ② 有価証券投資部門と法人取引関係部門との分離
- ③ 役職員の自己売買の規制

### ◆財形年金および財形住宅預貯金金利の最高限度の引上げについて

日本銀行は、9月2日、勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度を下記1.および2.のとおり引上げ、下記3.により実施することを決定した。

(下線部分は今回改定、かっこ内は変更幅)

1. 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条第2項第1号に規定する契約(勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和57年法律第55号)附則第2条第3項および勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和62年法律第100号)附則第2条第1項の規定により当該契約みなされるものを含む。)にかかる預金または貯金であって、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の3第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものおよび同項の規定の適用を受けることができないこととなる事実が生じたことにより当該預金または貯金の利子が課税されることとなるもので当該事実が生じた日前に預入されたもののうち、期間の定めが2年のもの(期限前払戻しの場合を除く。)にかかる利率の最高限度は、金融機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号)第1項および第2項の規定にかかる年4.14%(+0.50%)とする。

2. 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号に規定する契約(勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和62年法律第100号)附則第2条第1項の規定により当該契約みなされるものを含む。)にかかる預金または貯金であって、租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものおよび同項の規定の適用を受けることができないこととなる事実が生じたことにより当該預金または貯金の利子が課税されることとなるもので当該事実が生じた日前に預入されたもののうち、期間の定めが2年のもの(期限前払戻し

の場合を除く。)にかかる利率の最高限度は、金融機関の金利の最高限度に関する件第1項および第2項の規定にかかる年4.04%(+0.40%)とする。

### 3. 実施日

昭和63年9月19日

ただし、当該貯蓄にかかる期間の定めが2年の預金または貯金(期限前払戻しの場合を除く。)のうち、昭和63年9月18日までに受け入れたものについては、当該預金または貯金にかかる期間満了までは、なお従前の例による。

### ◆長期国債等の発行条件改定

政府は、長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、9月債から実施した(長期国債は8月25日、政府保証債、公募地方債は8月26日にそれぞれ決定)。

### 国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	5.0	5.0
	発行価格(円)	97.50	99.00
	応募者利回(%)	5.384	5.151
政府保証債	表面利率(%)	5.0	5.0
	発行価格(円)	98.75	99.50
	応募者利回(%)	5.189	5.075
公募地方債	表面利率(%)	5.0	5.0
	発行価格(円)	98.75	99.50
	応募者利回(%)	5.189	5.075

### ◆割引国債の発行条件改定

政府は、割引国債の発行条件を次のとおり改定し、9月債から実施した(8月25日決定)。

### 割引国債の発行条件

		変更後	変更前
発行価格(円)	77.75	79.75	
応募者利回(%)	5.162	4.629	

◆資金運用部預託金利等の引上げ

(1) 政府は、資金運用部預託金利を次のとおり引上げ、  
9月13日から実施した(9月9日決定)。

資金運用部預託金利(約定分)

(単位・年%)

	変更後	変更前
期間 1か月～3か月	2.00	2.00
タ 3か月～1年	3.50	3.50
タ 1年～3年	4.50	4.50
タ 3年～5年	5.00	4.70
タ 5年～7年	5.05	4.75
タ 7年以上	5.10	4.80

(注) ただし、簡保特会預託分の1～3年は5.00%(変更前4.70%)。

(2) また政府は、これに合わせて資金運用部および簡保資金の財投機関に対する貸付金利を次のとおり引上げ、9月13日から実施した。

資金運用部および簡保資金の貸付金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
資金運用部貸付金利 簡保資金貸付金利	{ 5.1 }	{ 4.8 }

◆住宅ローン金利引上げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行等は、住宅ローン金利を次のとおり引上げ、10月1日以降新規貸付分から実施することを決定した(9月5日発表)。

住宅ローン金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
固定金利型	6.60	6.48
変動金利型	5.70	5.50